

市民オンブズ岡崎

ホームページ

<https://onbuds-okazaki.org/>

NO.140

岡崎市竜美中 2-1-8 天野法律事務所内
「市民オンブズ岡崎」

TEL(0564)53-7857 FAX53-8038

Email m039asihara@yahoo.co.jp

郵便振替 00870-0-91440 「市民オンブズ岡崎」

発行 2025 3. 4

1/16 に町内会業務委託費の不当受給に住民監査請求

岡崎市職員措置請求書

2025年1月16日

市監査委員様

請求者 市民オンブズ岡崎
代表 渡邊研治はじめ 2名

地方自治法第242条の規定に基づき、下記のとおり住民監査請求をします。

記

1. 請求すべき事柄

令和3年4月1日付で、岡崎市長は令和3年度「市政に関する町内会業務の委託について（協議）」し、同日岡崎市総代会連絡協議会はこれを承諾する旨の回答をした。令和4年も年度初日4月1日に、令和5年度も同日に同様の委託業務について協議をした。

(1号証)

令和3年度、令和3年6月7日上半期分として岡崎市からは556町内会分として委託料74,866,455円が支払われ、各町内会が届け出た口座に振り込まれた。令和3年11月12日付で世帯数の変更により、再協議を行い、下半期分として75,239,955円が支払われ、当初委託料152,234,000円を150,106,410円とした。同じように、令和4年度も令和4年6月13日上半期分として岡崎市からは556町内会分として委託料75,371,925円が支払われ、6月22日93,790円が追加され、各町内会が届け出た口座に振り込まれた。令和4年11月11日付で世帯数の変更により、再協議を行い、下半期分として75,703,925円が支払われ、当初委託料152,355,000円を151,169,640円とした。令和5年度も令和5年6月21日上半期分として岡崎市からは556町内会分として委託料7

5, 827, 595円が支払われ、各町内会が届け出た口座に振り込まれた。令和5年11月10日付で世帯数の変更により、再協議を行い、下半期分として76, 365, 020円が支払われ、当初委託料153, 600, 000円を152, 192, 615円として支払われた。(2号証)

各年度の委託協議において、委託料の額は、世帯割として1世帯あたり年額830円、均等割として1町内会あたり年額49, 000円として算出されている。

令和6年5月10日及び7月9日付で「市政に関する町内会業務の委託(以後「業務委託」という)」について、各年度各町内会会計に入金すべきところ、振込先一覧を精査したところ、報告されている町内会へ入金がされず、複数の町内会への入金が特定の一口座になっていたことが判明した。(3号証)

岡崎市総代会連絡協議会と協議し、実際に委託しているのは各町内会である。町内会という地縁団体はそれぞれ独立した決議機関を持ち、独自の会計をもって活動をしているという実態がなければなりません。市のホームページにも「町内会は、一定の地域内に住む人々が、それぞれ自分たちの自由な意思によって結成する任意の団体です。」とある。

当会は岡崎市総代会連絡協議会に各町内会の会計報告を求めたが、会計報告が委託した市に保存されず、岡崎市総代会連絡協議会にも保存されていないと担当部署に確認した。

(4号証)

岡崎市総代会連絡協議会は「岡崎市から業務(市政だよりの配布など)を受託し各町内会へ委託料を支払ったり、会員名簿の作成や会議・研修会の開催、市との連絡調整などを行っています。」(市のホームページ)とあり、受託契約(市と協議会との受託協議という表現をしている)に基づいて各町内会に委託料を支払っていることを自らも認めている。

私たちが情報公開請求で入手した岡崎市総代会連絡協議会からの振込先金融機関口座名義一覧にして調査したところ、町内会は分かれているものの振込口座が同一になっているものがある。(3号証)それをそれぞれ明らかにすると、上六名一丁目から四丁目と上六名町が「カミムツナゼンチョウカイケイ」、羽根東一区から三区が「ハネヒガシマチチョウナイカイケイ」、柱東本一区から三区が「ハシラヒガシホンマチチョウナイカイソウダイヤブタナオヒロ」、上和田一区から三区が「カミワダチョウナイカイケイ」、羽根西一丁目から三丁目「ハネニシカイケイ」、天白町一区から三区が「テンパクチョウチョウナイカイケイ」、江口一丁目から三丁目「エグチカイケイ」、羽根北新町一区二区が「ハネキタシンマチチョウナイカイケイ」、城南町一丁目から三丁目「ジョウナンチョウチョウナイカイケイ」に、井内町一区二区が「イナイチョウカイケイ」に、宮地町東、宮地町西、宮地町中が「ミヤヂクチョウカイケイ」にまとめて入金されていた。

私たちの調査で、ある町内では実態として一つの町内会として総会も、町内会会計も一括されており、町内会が分割されている実態がありません。岡崎市総代会連絡協議会

の回答（令和6年8月28日）によれば、「町内会業務の受託は、町内会ごと個別に行っている（回覧の配送先や公共工事に伴う通行止めの際の連絡等は、各総代へ直接行っている）」としている。

岡崎市が委託料を支払う根拠として、委託料のうち町内会割として年額49,000円支払うのであって、総代という役職名宛に支払うものではない。そして、岡崎市総代会連絡協議会ないしは岡崎市担当部局が総代という役職者に連絡等をするのは便宜的に町内会側の要請で一町内会を地域分割して行うものにすぎず、配布・連絡相手が副総代や町内会長・自治会長様々であっても差し支えない。あくまでも町内会単位で支払うものあり、実体のない町内会組織を複数つくり、委託料を詐取したことは許されない。不当に支給されたこれ等の委託料は返還されるべきである。

返還すべき金額は、3,234,000円。

内訳は以下の通り。

上六名一丁目から四丁目と上六名町分が	49,000円×4町分×3年分=588,000円
羽根東一区から三区分が	49,000円×2町分×3年分=294,000円
柱東本一区から三区が	49,000円×2町分×3年分=294,000円
上和田一区から三区が	49,000円×2町分×3年分=294,000円
羽根西一丁目から三丁目分が	49,000円×2町分×3年分=294,000円
江口一丁目から三丁目分が	49,000円×2町分×3年分=294,000円
羽根北新町一区二区が	49,000円×1町分×3年分=147,000円
城南町一丁目から三丁目分が	49,000円×2町分×3年分=294,000円
井内町一区二区が	49,000円×1町分×3年分=147,000円
宮地町東、宮地町西、宮地町中が	49,000円×2町分×3年分=294,000円

2. 請求する理由

民法 第703条【不当利得の返還義務】 法律上の原因なく他人の財産又は労務によって利益を受け、そのために他人に損失を及ぼした者（以下この章において「受益者」という。）は、その利益の存する限度において、これを返還する義務を負う。とある。岡崎市長をして、岡崎市総代会連絡協議会に対し、上記返還すべき金額を各町内会と連帯して岡崎市に返納させることを求めるものである。

3. 違法又は不当な公金の支出があると認められる書面

(1号証) 令和5年度 市政に関する町内会業務の委託について（協議）

（令和4年度、令和5年度については委託金額等が同一のため略す。）

(2号証) 令和5年度請求書（上半期）と口座一覧（抄）及び当会が作成した一覧表

（令和3年度請求書（上・下半期）、令和4年度請求書（上・下半期）、令和5年度請求書（下半期）については形式が同様のため略す。）

(3号証) 振込口座一覧表（当会で開示されたものをまとめたもの）

(4号証) 令和6年8月15日「公文書不開示決定通知書」

(5号証) 令和6年8月28日「町内会事務委託費の振込口座の変更を求める要望書に対する回答について」

2/13 住民監査請求の意見陳述を行いました

陳 述 書

2025. 2. 13

監査委員にお願いがあります。

町内会業務の委託について、町内会割とした「単位町内会」が何を基準とするのか、監査委員の見解を監査結果で述べていただけるようお願いしたいと思います。

私の考えでは、独自の活動を担保するためには、

- ① 意思決定をするため、独自の総会を開催している。
- ② 独自の活動ができるための会計を持っている。
- ③ 独自の活動をするため、独自の規約を持っている。

が必要であると考えます。

そこで、担当課（市民協働推進課）の職員に町内会の会計収支報告書を収集しているのかと問うたところ、令和元年から4年度について毎年収集していたけれども、集めた後すぐに廃棄処分したといわれました。また、町内会規約も令和元年に収集したけれど、これも処分して現状では持っていないといわれました。

岡崎市が、市民から徴収した大切な税金を有効に業務委託費として適切に使われているか確認するためにも、各町内会の収支決算書を収集し、市民にも公表できるようにすべきと考えます。令和5年度の収支決算書は岡崎市総代会連絡協議会第一回役員会で各町内会から6月中に提出することを求めていたにもかかわらず、8月の第3回役員会で集めないことに決めたということでした。それは、わたしたちがその決算書を情報公開請求して、入手したいと市の担当課職員に述べたことが影響しているのでしょうか。なぜ、市民に知られることがなぜそれほどまでに嫌がられるのでしょうか。

次に、各町内会の規約についても処分して保管していないというので、保管しているものはないか尋ねました。その結果、認可地縁団体については市の担当課で持っているということなので、そのすべてを情報公開請求して入手しました。すると、そこには複数町内会を統括する地縁団体が見つかりました。私の知るところでは地縁団体である町内会の総会があるところで、単位町内会が別に総会をしているというのはありませんでした。

そこに、町内会業務委託費を複数町内会が一つの金融機関の口座に振り込ませていたことが判明したのです。不当に町内会割分の委託費を詐取していたのです。

総代会連絡協議会からはそれぞれの総代に文書等を配布しているから良いとしていますが、町内会割として加算しているのは町内会事務委託費であり、総代事務委託費ではありません。

監査委員におかれましては、規約や収支決算書を各町内会から提出させ、そのうえでご判断していただくようお願いいたします。

知ってほしい「公益通報制度」の訴え

《「内部告発者が受けた仕打ちを見て、私は自分の考えを変えた。違法な報復行為を 刑事罰で抑止せざるを得ないと」 …異論を排除する世の中に、奥山教授が強く警鐘を鳴らす》12/14(土)

13:18 配信 SlowNews/スローニュースからの抜粋

★日本弁護士連合会は12月13日に「いま公益通報制度に問われていること ～近時の事例を基にして～」というシンポジウムを開きました。基調講演にあたったのは、上智大学教授でジャーナリストの奥山俊宏さん。長年にわたって内部告発をした当事者や周辺関係者の取材をしてきた、この分野の第一人者です。今回、奥山さんから基調講演のために用意した原稿をいただきました。昨今の状況に対しての重要な提言が数多く含まれていますので、こちらで掲載することにいたしました。

■はじめに私は奥山俊宏と申します。私は長年、新聞記者として、多くの内部告発者とお会いし、その声を声として新聞記事にする仕事に取り組んできました。2年半前からは大学の新聞学科で、内部告発を報道に生かす、社会に生かす、そんなようなことを研究や教育のテーマの一つにしております。ことし春学期には、新聞論という授業で、兵庫県の内部告発、鹿児島県警の内部告発を事態の進展にあわせて何度か取り上げ、ジャーナリズムの関わりを含め、学生と議論を重ねました。

今日は、皆さまの前で基調講演をさせていただくという得難い幸運に恵まれております。ならば、私は、ぜひ皆さんに想像してみたい、そうお願いしたい事項があります。

だれも何も声を上げなかったら……ということ。だれも何も言わなかったら……

想像してみてください。

幼い我が子を預けた保育園でひそかに保育士の一人によって子どもたちへの虐待が繰り返し行われていたとしたら……。なのに、その同僚の保育士たちはだれも声を上げることができずに、見て見ぬふりをしているとしたら……。外部の人が知り得ないまま虐待が続けられているとしたら……。

想像してみてください。

老人福祉施設で入所者への虐待が行われ、精神病院で入院患者への虐待が行われているのに、それらで働く人たちがそれをよくないことだと悩みながらも、それを見て見ぬふりしているのだとしたら……。

想像してみてください。

市役所や県庁で、自衛隊で、職場でハラスメントが横行しているのに、だれもそれを止められず、声を上げることができないのだとしたら……。

想像してみてください。

ある県の知事が、職員に対する理不尽な叱責や過度の要求で、多くの職員のやる気を失わせ、県庁の仕事の効率を下げているのに、だれもそれをとがめようとしなかったのだとしたら……。

想像してみてください。

ある県のある部長が、その県の知事が視察のために訪問し、PRに一役買ったある事業者に対し、その事業者の商品を知事のためにタダで送ってほしいとお願いし、実際に送らせて、そのことが県庁内で噂になっているのに、だれもそれをとがめようとしなかったのだとしたら……。

想像してみてください。

ある県の知事から内示されてその県の信用保証協会理事長の地位を得た県職員 0B が、副知事の指示で、県内 18 の商工会議所に一つひとつすべて足を運んで、知事の政治資金パーティーのパーティー券を販売するためのチラシを配布する相手となる中小企業の名簿——それら中小企業のなかには、信用保証協会の保証によって金融機関の融資を受けることのできた事業者が含まれていた可能性があったということなのですが——そうした中小企業の名簿を知事の政治団体のために集めているというのに、それが当たり前になってしまっているのだとしたら……。

想像してみてください。

ある県の警察で、一般女性の個人情報を探偵連絡簿で調べたり、その女性をストーキングしたり、そうした、いわば「女性の敵」である男性警察官が何人もいるのに、その多くについてそれを公表しないで済ませるのが当たり前になっているのだとしたら……。

想像してみてください。

ある県の警察で、警察内部にいるそうした「女性の敵」の一人——トイレの個室にいる女性をスマホのカメラで盗撮しようとした容疑者——に対する捜査について、警察本部ではなく、その容疑者が勤務する小さな警察署に捜査を委ねる、つまり、容疑者の顔見知りである同僚警察官やその上司らに捜査を任せる、そんな不自然な指示が警察本部長から下りてきて、その警察署で一時は「捜査中止の指示」と受け止められる出来事があったというのに、だれもそれをとがめず、その容疑者をそのまま警察官として勤務させ続けているのだとしたら……。

想像してみてください。

原子力発電所の原子炉の部品にひび割れが入っているのを発見したのに、それがなかったかのようにウソを規制行政機関に報告する電力会社があったとしたら……。

想像してみてください。

電力会社の土木技術者たちが、原子力発電所の敷地の高さを越える津波のリスクを認識し、対策工事の必要性を認識し、社内で対策工事を提案したのに、それを却下されて、何らの工事もおこなわれないのだとしたら……。

想像してみてください。

トラックのタイヤと車軸を結合する重要部品に強度不足の（強さが足りない）疑いがあるって、走行中にタイヤが外れるトラブルが次々と起きているのに、自動車メーカーがそのことを隠していたとしたら……。

想像してみてください。

やがて、あるとき、外れたタイヤが歩道を歩いていたお母さんを直撃して、そのお母さんをその子どもの目の前で死に至らしめた、なのに、それでも、その自動車メーカーの技術者たちが黙っているままだったのだとしたら……。

■私たちみんなが被害者

職場で上げられるべき声が上げられないとき、だれもが押し黙ってしまったとき、私たちみんながその潜在的な被害者です。

（一部略）

■大変な苦難を強いられている。だから私たちはその声を大切にしたい。だから私たちは、外からは窺いづらい現場からその声を届けてくれる人たちを守りたいのです。

その人たちは、残念ながら、多くの場合、大変な苦難を強いられています。おかしいことを「おかしい」と指摘するのは、残念ながら、多くの職場で、たいへんな危険を伴う行為です。人生を賭

けるのも同然の危険を伴うことさえあります。

兵庫県の斎藤知事の公務における様々な問題行為を告発文書にしたためて、特定の 10 の先に送った兵庫県の幹部職員、退職の予定を取り消され、再就職先が決まっていたのにそれをあきらめさせられ、県職員の地位に留め置かれて、懲戒処分を受け、ことし7月に亡くなりました。

この 11 月にあった兵庫県知事選挙に際して、その彼に浴びせられた罵声は常軌を逸したものでした。真偽の定かではない彼の個人的な内容が記述されたポスターが兵庫県じゅうの公営の選挙ポスター掲示場に張り出されました。それを見て、女性と不倫するような人が告発者だったのかと思われ、その反射として、彼の告発の対象だった斎藤知事に 1 票を投じようという有権者が続出しました。内部告発の内容とは関係がないのに、プライバシーに属する真偽不明のことがらをあれこれ非難され、それを理由にここまで激しい人格攻撃を受けなければならなかったのはなぜでしょうか。権力ある者に対する内部告発をしたからです。

よしんば告発者が不倫したことがあったとしても——それが本当かどうか私は知りませんが——、それが何だというのでしょうか。内部告発の内容が間違っていたことになるだけでもいいのでしょうか。そうはなりません。告発者の人格が抹殺されるほどに貶められて当然だということになるのでしょうか。そうはなりません。権力者の不正を暴く情報の伝え手について、異性との関係のあることないことを暴き立てられるのは、古今東西でよく見られる現象です。告発者を貶め、その信用を傷つけ、告発内容から目をそらさせ、論点をすり替え、さらに、他への見せしめとするのが狙いの卑劣な攻撃です。そろそろ、私たちは、不倫があろうがなかろうが、そのことと内部告発の内容は無関係であり、別問題だと知るべきです。「それがこの情報の中身と何の関係があるの?」「so what?」と言えるようになりたい、そう思います。

(一部略)

■建前ではなく、私たちの利益のために

最近、いわゆるポリティカル・コレクトネスに連なるものとして、いわば、リベラル派が唱える建前、きれいごとの一つとして、公益通報者保護をとらえる言葉遣いを見かけることがあります。公益通報者の探索や不利益扱いを規制しようとする意見を「しゃらくせえ」とばかりに、けなし、攻撃し、黙らせようとする圧力を感じることがあります。しかし、公益通報者保護、内部告発者保護は建前ではありません。公益通報者、内部告発者の権利を守ることそのものが目的ではなく、内部告発者の権利を守ることそのものよりも、その効果として、私たち、内部告発者ではない多くの人たち、すなわちパブリックの利益を守ろう、公益を守ろう、私たちの被害を防ごう、ということに内部告発者保護の目的はあります。

これは、私たちの損得の問題です。納税者としての、主権者としての、お金の問題です。身の安全の問題であることもあります。命の問題であることもあります。内部告発者、公益通報者の命の問題ではなく、自動車の欠陥や原発事故、タバコの副流煙で被害を受け、命を奪われるかもしれない私たち自身の命の問題です。

■人格攻撃は人間のさがに根差す? 最近、私は、異論を唱える者を排除したい、攻撃したい、というのは人間の性(さが)なのかもしれない、と考えることがあります。私自身、真っ向から対立する意見を見聞きすると、やや心を乱されます。そこに、傾聴に値する、正しい意見が含まれていたとしても、正直、いやあな感情を覚えることもあります。

そのような自分自身の感情のおもむきに、私は、私という人間の心の不合理さ、自分自身の直感の頼りなさを見出すことができます。

だからこそ、何らかの規範（ルールというか、あるべき理想というか、そんなような、公に示された、こうありたい姿の形）によって、その頼りなさを補い、いやあな感情を押しとどめ、異論に耳を傾けるようにと心を促す仕組みが必要なのだろうと思われまふ。ガードレールを設けて、私たち自身の振る舞いを、異論の持ち主を排除するものとならないように、ガイドしてあげる。異論を歓迎するようにと私たち自身を促して、その基本線を大きくは逸脱することのないように導いてあげる。そんな規範が必要であるように私には思われまふ。

■現行の公益通報者保護法の問題点のうち早急に手当てすべきところ

（一部略）

現行の公益通報者保護法では、公益通報を理由とした不利益な取り扱いに対して、違法ではあるものの、制裁も処罰もありません。違法な報復を受けた人がみずから訴えを起し、解雇などの処分が無効であることの確認を求め、損害の賠償を求めることができる、というだけです。

そこに刑事罰を定め、違法に公益通報者を不利益に扱った人や事業者に対し、捜査当局のメスを入れられるようにし、罰金や懲役刑を科すことができるようにする、という方向で政府・消費者庁の検討が進んでいます。実は私は必ずしも賛成ではありませんでした。（一部略）公益通報者が自然と守られるようにしたかった。しかし、兵庫県の内部告発者が受けた仕打ちを見て、私は自分の考えをはっきりと変えました。最後の手段として刑事罰で違法な報復行為を抑止せざるを得ない、そう考え直しました。（一部略）

兵庫県の対応で特にひどかったのは、公益通報者の探索をおこなわせ、その探索の過程で押収したパソコンから、公益通報者のプライベートな内容の文書を把握し、結果として、公益通報者を黙らせようとその情報が使われたとみられることです。

（一部略）このままでは、「公益通報を行うことを検討している他の労働者を萎縮させるなどの悪影響があり、公益通報を躊躇させる要因に」なりかねません。公益通報者の探索の禁止について、国民に十分に理解されていない現状が見られます。このため、指針ではなく、法律の規定に探索の禁止をいわば格上げすべきだと私は思っています。

この点、消費者庁が、法律上、事業者に対し、正当な理由なく公益通報者の特定を目的とする行為を禁止する規定を設ける、との方向性を打ち出しているのは、兵庫県の事例を教訓としたものであるといえ、私としては前向きに受け止めています。

（以下略）

市民オンブズ岡崎例会のお知らせ

次回は4月1日（火）

18時30分から19時まで総会を行い、

19時から例会にしたいと思います。

りぶら1F 102B 会議室です。

2025年会費およびカンパのお願い。振込用紙を同封します。強制ではありません。